

大学生等ふるさとからのエール給付金給付金

Q.給付金を受け取るのは誰ですか？

A. 大学生等の修学資金を負担し、令和4年4月1日において五城目町の住民基本台帳に記録されており、引き続き五城目町に住所を有する保護者等です。

Q.申請者（保護者等）に収入基準はありますか？

A.収入による条件はありません。

Q.在学証明書はコピーでもいいですか？

A.在学証明書は原本の提出をお願いします。また、学生証の場合はコピーの提出も可能です。

Q.いつ頃振り込まれますか？

A.申請受付後、3週間程度で振込となります。

Q.申請書は送られてきますか？

A.対象となる方へ郵送での個別のご案内はしておりません。五城目町ホームページからダウンロードしていただくか、五城目町役場学校教育課で入手してください。

Q.申請はいつまで受け付けていますか？

A.申請は8月31日までとなります。郵便の場合は当日の消印まで有効です。お早めの申請をお願いします。

Q.都道府県が認可した各種学校について教えてください。

A.文部科学省のホームページに専修学校・各種学校の一覧が掲載されておりますので、ご確認ください。

Q.対象となる大学校について教えてください。

A.対象となる大学校は、国、独立行政法人、地方公共団体、学校法人、職業訓練法人により設置された大学校です。

Q.予備校に通っていますが、給付金の対象になりますか？

A.大学進学を目的とした予備校は対象となります。ただし、修業年限（契約期間）が6ヶ月以上のものを対象としますので、夏季講習などの短期的な受講については対象外です。

Q.予備校に通っています。在学証明書がないのですがどうしたらよいですか？

A.予備校の場合は、修業年限（契約期間）が6ヶ月以上であることが分かるものが必要です。在籍証明書や契約書の写しなどをご提出ください。

Q.年齢は関係ありますか？

A.年齢に関係なく、対象となる学校等に在学していれば対象となります。

ご不明な点がございましたら五城目町教育委員会学校教育課（電話 018-852-5372）までお問い合わせください。